

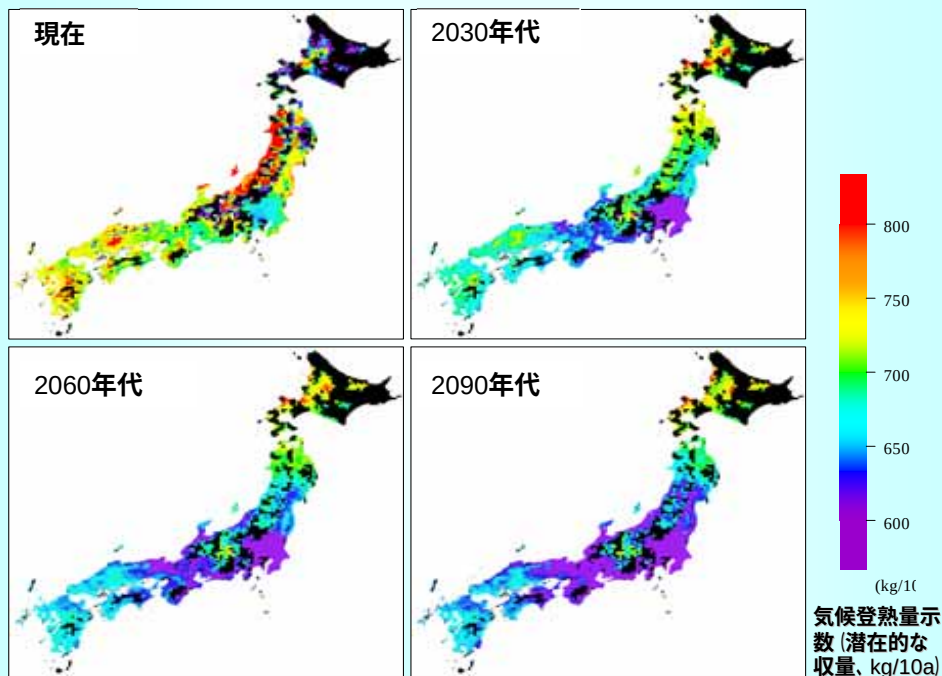
(6) 農業の自然循環機能の一層の向上①

1. 国民の食料供給を担う農業の持続的な発展

- 地球温暖化は、気温の上昇や異常気象の頻発を通じて、世界の農業生産に対して、農地面積の減少、生産量の変動、栽培適地の移動などの影響を及ぼすことが懸念。
- 我が国においても、稲、麦、大豆、野菜、果樹等について、収量の変化、栽培適地の移動、品質の変化、虫害発生増加、新規病害虫による被害等の影響が出る可能性。

水稲：収量の変化

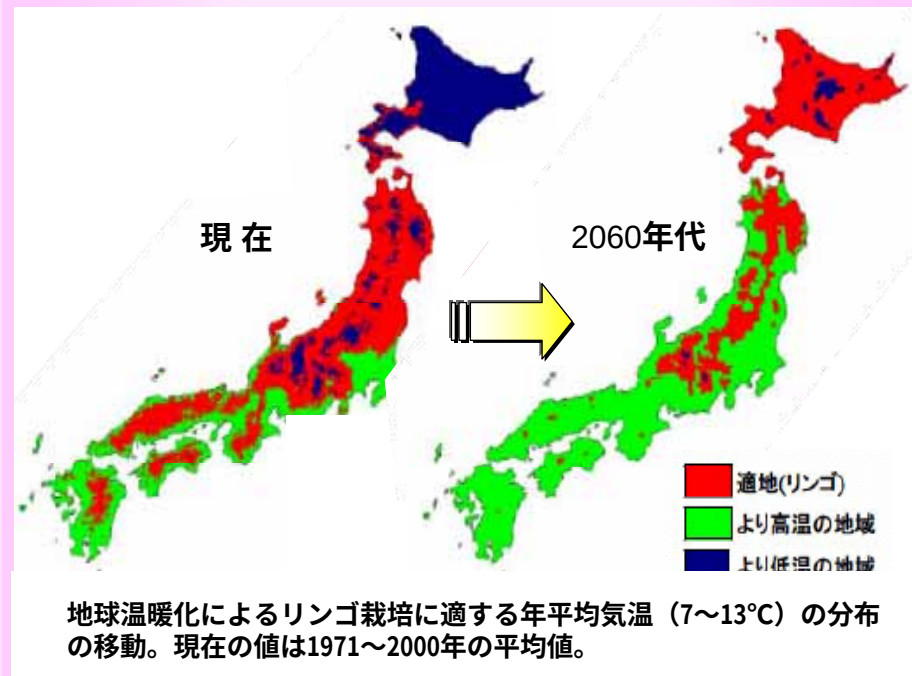
2060年代に全国平均で約3℃気温が上昇した場合、潜在的な収量が北海道では13%増加、東北以南では8-15%減少。



資料：地球環境Vol.6 No.2、141～148「温暖化が日本の水稲栽培の潜在的特性に及ぼすインパクト」

果樹：栽培適地の移動

リンゴの栽培適地が北上し、将来は新たな地域が栽培可能になる一方、現在の主要な産地が気候的に不利になる可能性。



資料：果樹研究所 研究成果情報「地球温暖化によるリンゴ及びウンシュウミカン栽培適地の移動予測」

(6) 農業の自然循環機能の一層の向上②

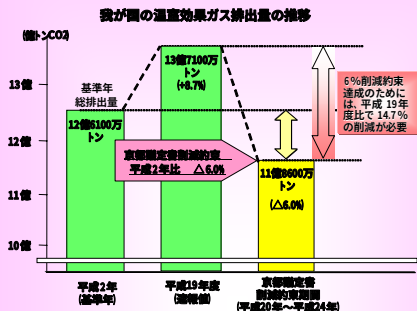
1. 国民の食料供給を担う農業の持続的な発展

- 地球温暖化の進行により農業生産への影響が懸念されるなど、地球環境問題は農林水産業にも密接に関連。
- 農林水産業の持続的発展を図るに当たっては、その自然循環機能の維持増進を図り、環境との調和に十分配慮することが必要。
- このため、農林水産分野における地球温暖化対策、バイオマス利活用の推進、生物多様性の保全等の資源・環境政策を一体的に推進。

背景

地球温暖化の進行

- 地球温暖化は世界規模で農業生産に影響
- 京都議定書 6 %削減約束の達成は難しい状況



地域に存在する資源の有効活用

- 地域に豊富に存在するバイオマス（再生可能な生物由来の有機物質資源）の利活用は、地球温暖化のみならず地域の活性化や雇用の創出など、農林水産業に新たな領域を開拓
- 北海道洞爺湖サミット首脳声明において、食料と競合しない「第2世代バイオ燃料」が明記

生物多様性の減少

- 農薬・肥料の不適切な使用、経済性や効率性を優先した農地・水路の整備、埋め立て等による藻場・干潟の減少など、一部の農林水産業の活動が生物多様性に負の影響

主な施策

農林水産分野における地球温暖化対策

「農林水産省地球温暖化対策総合戦略」

（平成19年6月地球温暖化・森林吸収源対策推進本部決定。平成20年7月改定）

- 地球温暖化防止策
バイオマス資源の循環利用、食品産業等の自主行動計画、農地・土壌の温室効果ガスの吸収源としての機能の活用等を推進
- 地球温暖化適応策
今後避けることができない地球温暖化による農林水産業への影響に対応するための技術開発・普及を推進
- 農林水産分野の国際協力
我が国の農林水産分野の地球温暖化防止策・適応策の開発を計画的に推進

バイオマス利活用の推進

「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成18年3月閣議決定）

- バイオ燃料の利用促進
- バイオマスタウン構築の加速化
- アジア等海外との連携

「農林漁業バイオ燃料法」（平成20年法律第45号）

農林漁業に由来するバイオマスのバイオ燃料向け利用を通じ、農林漁業の持続的かつ健全な発展及びエネルギー供給源の多様化を図る

農林水産業における生物多様性の保全

「農林水産省生物多様性戦略」

（平成19年7月新基本法農政推進本部決定）

有機農業をはじめとする環境保全型農業の推進、生物多様性に配慮した生産基盤整備、遺伝資源の保全と持続可能な利用、農林水産業の生物多様性指標の開発等を推進

今後の展開方向

地球環境の保全

地球環境変化への適応

地域社会の維持

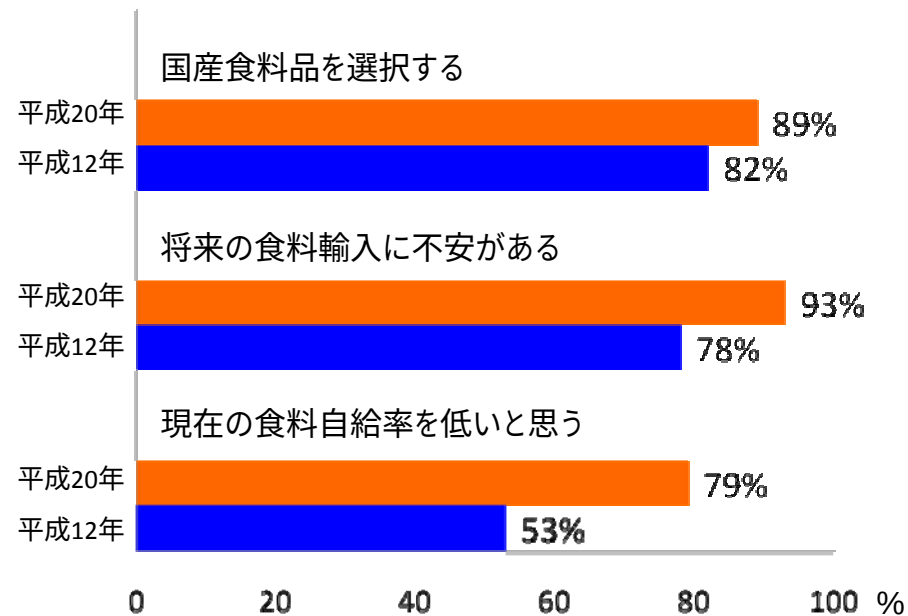
農林水産業の持続的な発展

2. 国民生活の基礎である食料の安定供給の確保

(1) 我が国の食の安全と消費者の信頼の確保①

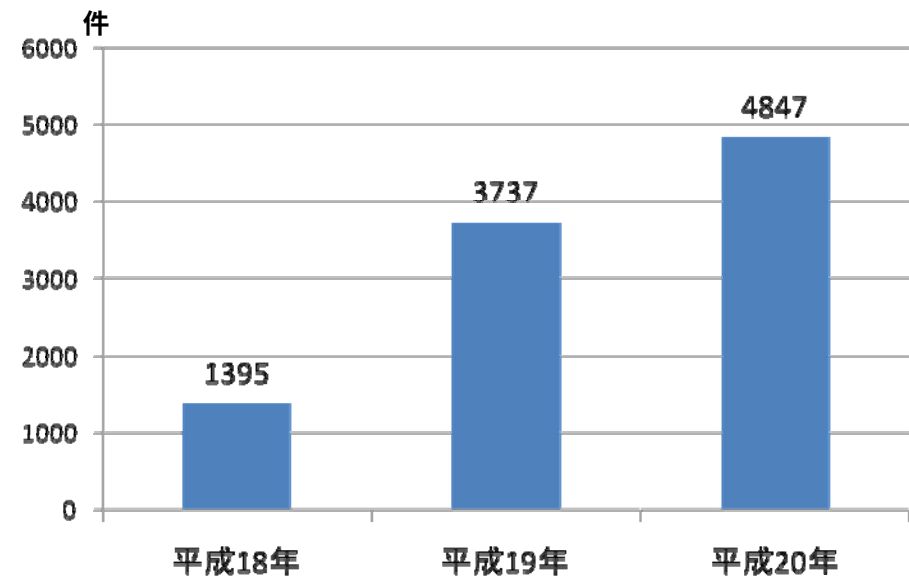
- ここ数年、食品表示をめぐる不正や輸入食品による健康被害が発生し、食品に対する信頼が損なわれるとともに、世界の食料需給のひっ迫により、食料供給に対する国民の不安感が増大。

食料供給に対する国民意識



資料:内閣府「食料・農業・農村の役割に関する世論調査」(平成20年9月調査)

「食品表示110番」への疑義情報の提供件数



農林水産省調べ

※食品表示110番とは:
国民から食品表示についての情報提供を受け付けるためのホットライン

(1) 我が国の食の安全と消費者の信頼の確保②

- 安全な食品を消費者に供給するためには、生産から食卓までを通じて安全を確保する必要。リスク管理の枠組みに則して、フードチェーンの各過程で有害な微生物・化学物質による食品の汚染を低減することが重要。
- 食品の安全確保に当たっては、生産工程の各工程を記録・点検することにより品質管理を行う工程管理手法を積極的に導入・推進する必要。農業生産ではGAP(ギャップ)(農業生産工程管理手法)、食品産業ではHACCP(ハサップ)(危害分析・重要管理点)の導入が重要。

食品安全に係るリスク管理の枠組み

① リスク管理の初期作業

食品安全に関する問題点の特定、科学的知見の収集・解析、危害要因の優先度の分類、汚染実態等の調査、汚染低減技術などの開発・改良等

② リスク管理措置の策定

生産者・事業者に対し、安全性を向上させるために取るべき対策を具体的に提示(実施指針等)する等

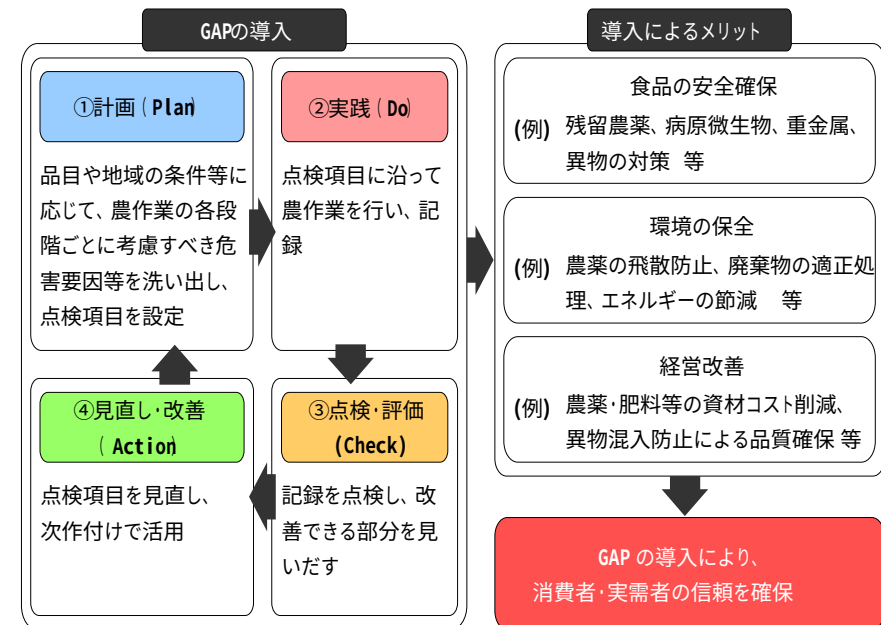
③ リスク管理措置の実施

②の実実施指針等の内容を工程管理手法(GAP、HACCP等)に組み込むこと等により、生産者・事業者に普及

④ リスク管理の再検討

事業者等の取組や汚染状況等のモニタリングを通じて、リスク管理措置の有効性を検証し、その結果に応じてリスク管理の再検証

GAP(農業生産工程管理手法)の枠組み



現在1,138産地(平成20年7月末時点)
→2011年度までに、主要な2,000産地での導入を目指す

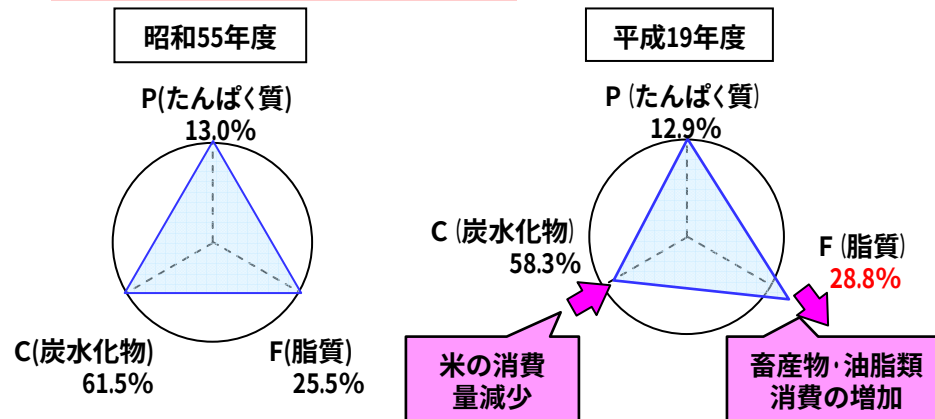
資料：農林水産省作成

注：GAPとは、農業者自らが、(1)農作業の点検項目を決定し、(2)点検項目に従い農作業を行い、(3)記録を点検・評価し、改善点を見いだし、(4)次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程管理」の手法

(2) 栄養バランスのとれた我が国の食生活の維持・継承①

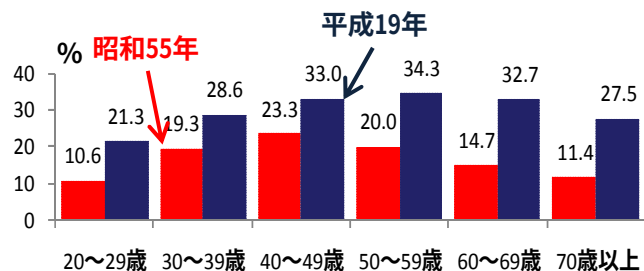
- 畜産物・油脂類の消費増加などの食生活の変化に伴い、健康面で様々な問題が発生。
- 「食事バランスガイド」の認知度は向上しているが、今後は一層の活用を進めることが必要。

PFCバランスの変化



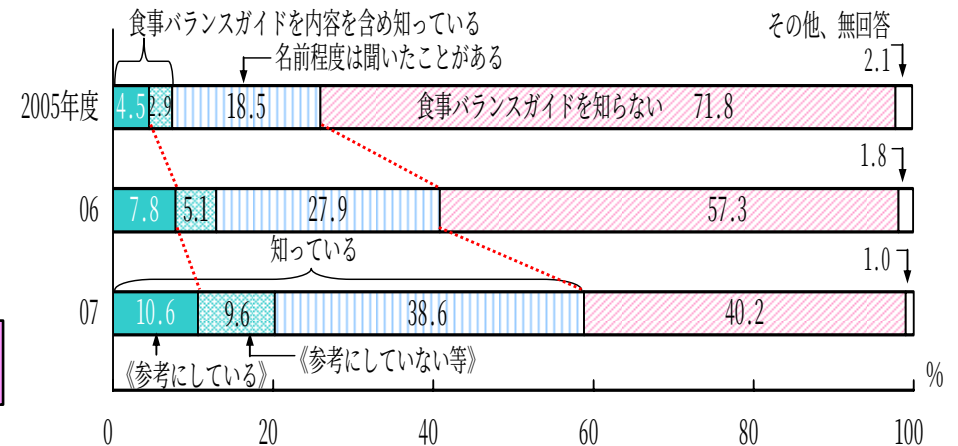
資料：農林水産省「食料需給表」

肥満者（BMI 25以上）（男性）の割合



資料：厚生労働省「国民栄養調査」（昭和55年）、
「国民健康・栄養調査」（平成19年）
注：BMI=体重[kg]/（身長[m]）²

食事バランスガイドの認知度及び参考度



資料：(財)食生活情報サービスセンター「平成17年度食行動等実態調査」(2006年1月調査)、(社)農山漁村文化協会「平成18年度「食事バランスガイド」等の普及状況調査郵送モニター調査編」(2007年2月調査)、(社)農山漁村文化協会「平成19年度「食事バランスガイド」等の普及状況調査郵送モニター調査編」(2008年2月調査)を基に農林水産省で作成注：東京圏・近畿圏及び地方圏に居住する満20歳以上70歳未満の男女、2005年度2,100人(回収率87.3%)、06年度2,500人(91.8%)、07年度2,500人(93.4%)を対象に実施

食事バランスガイドとは



- ・平成17年6月 厚生労働省と農林水産省が決定
- ・食事の望ましい組み合わせやおおよその量をわかりやすく示したもの
- ・1日に「何を」「どれだけ」食べたらいいかを「いくつ」という単位で、コマのイラストを使い表している

(2) 栄養バランスのとれた我が国の食生活の維持・継承②

- 地域の消費者ニーズに対応した農業生産と、生産された農産物を地域で消費するという活動を通じて農業者と消費者を結びつける地産地消の取組が全国各地で展開。

地産地消の取組の広がり

○地域の生産者と消費者の結びつき

- ・「顔が見える関係」の構築により消費者ニーズに対応した生産直売所の設置数 13,538施設(2005年センサス)

○新たな地域農業の支援・展開

- ・高齢者や小規模農家が活躍できる農業の展開と地域活性化
平均年間販売額3,387万円 (H19年度実態調査)

○「食」や「農」の理解の増進

- ・消費者と生産者の交流による食や農への関心や理解を増進
学校給食における地場農産物利用割合
21.2% (H16年度) → 23.3% (H19年度)

農産物直売所での
地場農産物の直接販売



和歌山県紀の川市
めっけもん広場
(JA紀の里)

- ・年間80万人の集客力
- ・高齢・女性農業者を
中心に約1,400人の出
荷者

学校給食や社員食堂での
地場農産物の利用



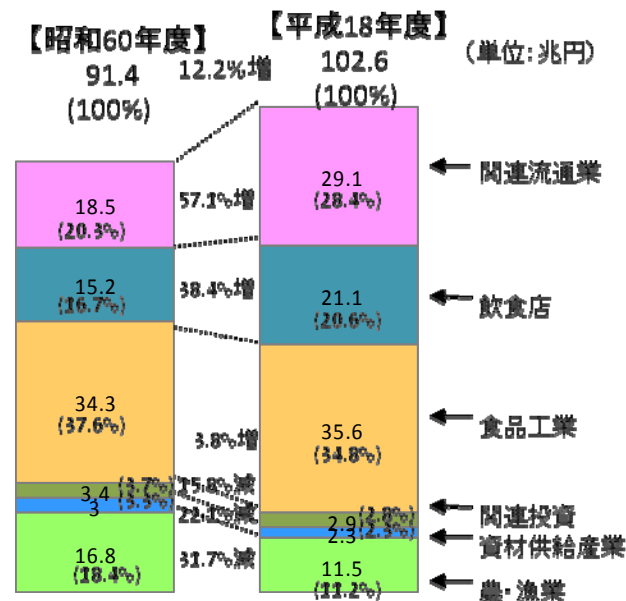
経団連と連携した、社
員食堂での地場農産
物の利用拡大の推進

キャノン本社における
地場農産物使用メ
ニュー

(3) 消費者と直接関わる食品産業の振興①

- 食品産業（食品工業+飲食店+関連流通業）の国内生産額は86兆円（2006年度）と、農業・食料関連産業全体の8割に相当。
- 近年の輸入食材に対する国民の不安感の高まり等を受けて、食品産業等の中には、原材料等を輸入から国産に変更したり、国産野菜の使用量を増やしたりする動き。

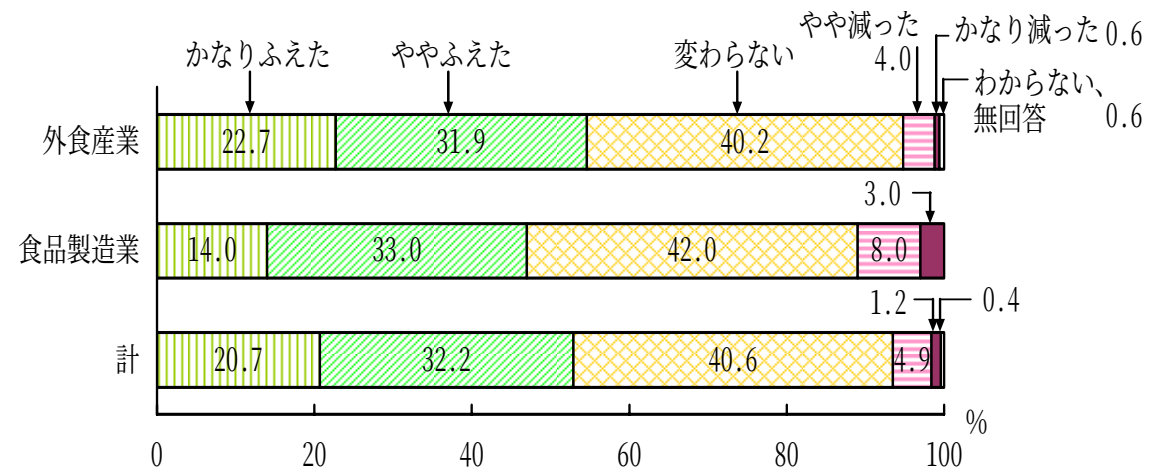
農業・食料関連産業の国内生産額



資料: 農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」
注: 平成18年度は速報値である。

関連流通業: 食料品にかかる商業及び運輸業
食品工業: 加工食品等の製造業
関連投資: 農業・食品加工機械、漁船等への投資
資材供給産業: 飼料・肥料等の資材を供給する産業
農・漁業には、特用林産物を含む。

国産野菜の使用量の変化

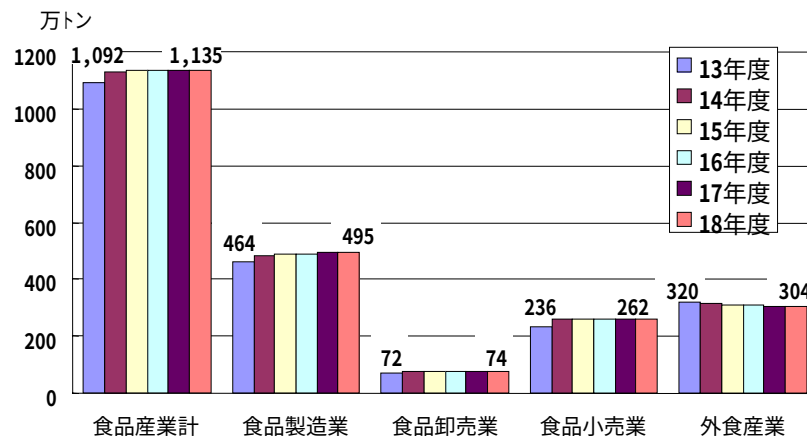


資料: 農林水産省「加工・業務用野菜の取扱いに関する意識・意向調査」(2008年8月公表)
注: 農林水産情報交流ネットワーク事業の流通加工業者モニターのうち、2008年6月下旬から7月上旬に野菜を原材料として使用している食品製造業(116人)及び外食産業(387人)を対象として実施。回答数は、食品製造業104人、外食産業331人、計435人

(3) 消費者と直接関わる食品産業の振興②

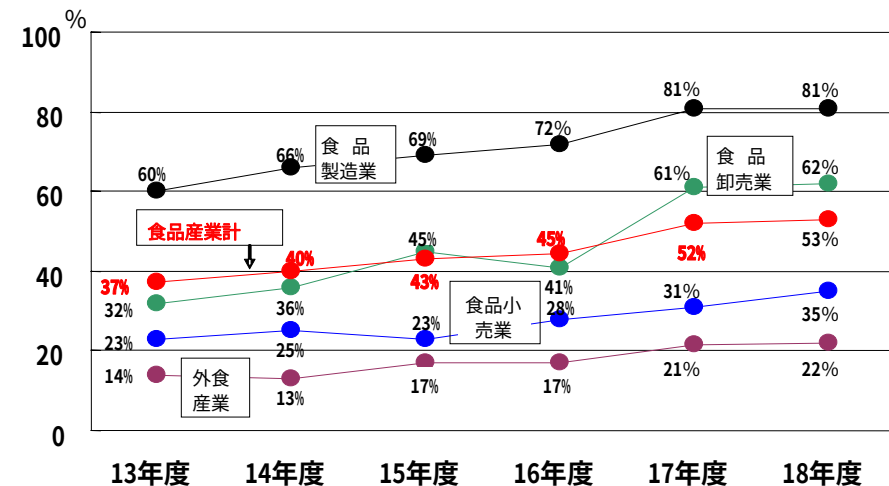
- 食品リサイクル法が施行された平成13年度以降、食品廃棄物の発生量が微増傾向にある中で、再生利用等実施率は上昇傾向。
- 食品流通の川下に至るほど、廃棄物の発生が少量分散型になるなど再生利用がしづらくなることから、食品製造業の再生利用等実施率は高いものの、卸、小売り、外食と順に低下していることが課題。
- これらを踏まえ、食品関連事業者への指導監督の強化と再生利用の円滑化を図る観点から、食品リサイクル法を改正(平成19年)。今後とも食品リサイクルの取組を推進する必要。

食品廃棄物の発生量の推移



資料：農林水産省「食品循環資源の再生利用等実態調査報告」

食品循環資源の再生利用等実施率の推移

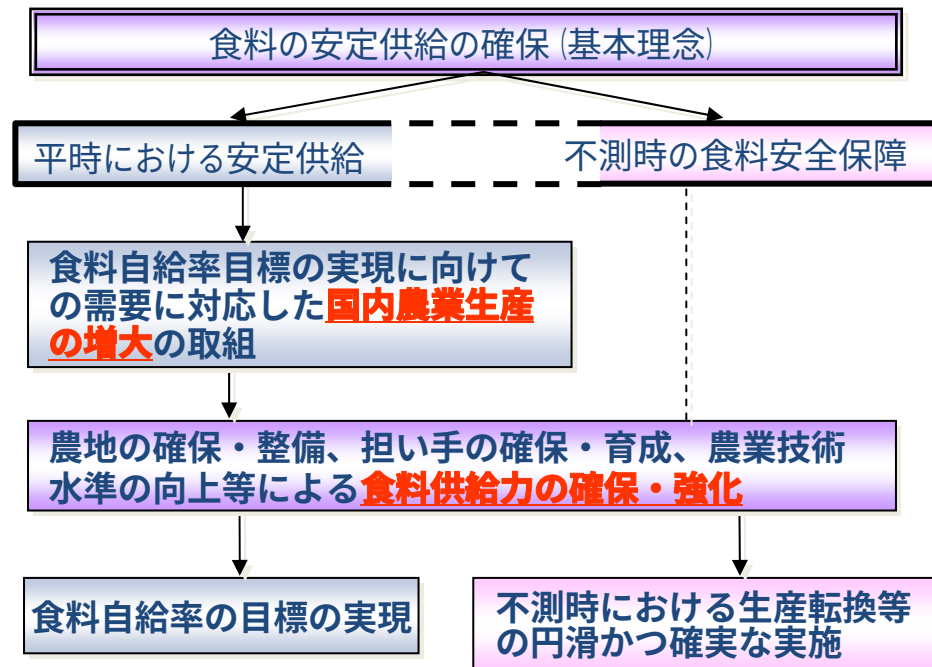


資料：農林水産省「食品循環資源の再生利用等実態調査報告」より計算

(4) 食料輸入国として、不測時にも安心できる食料安全保障の確立

- 食料供給熱量の過半を輸入に頼っている我が国において食料の安定供給を確保するためには、国内農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄を適切に組み合わせる必要。
- 食料不足に悩む開発途上国の食料生産力を高めることで、将来にわたる世界の食料需給の安定に貢献するため、国際協力を戦略的に活用する必要。

食料の安定供給の確保と不測時の食料安全保障



我が国の農産物備蓄

	米	小麦	大豆	飼料穀物
備 蓄	100万トンを適正水準として備蓄	食糧用として年間需要の約2.3ヶ月分 (うち政府在庫は約1.8ヶ月分)	食品用として年間需要の約1ヶ月分 (うち政府在庫は約2週間分)	配合飼料主原料の年間需要の約2ヶ月分 (うち国による備蓄は約1ヶ月分)
	10年に1度の不作 (作況92)、通常の不作 (作況94) が2年間続いた事態を想定	港湾スト等により輸入が途絶した場合に代替輸入を確保する期間を考慮	過去の港湾スト、米国大豆輸出規制の経験等を考慮	過去の輸出障害、供給事情の悪化等を考慮
総供給量 (H19年度)	866万トン	529万トン	105万トン (食品用)	1,224万トン (飼料用とうもろこし)
自給率	94%	14%	22% (食品用)	0% (飼料用とうもろこし)
	自給可能	輸入依存		

3. 地域に雇用とにぎわいを生み出す農村の振興

(1) 農業が循環型産業である特色を活かした地域フロンティア産業の確立

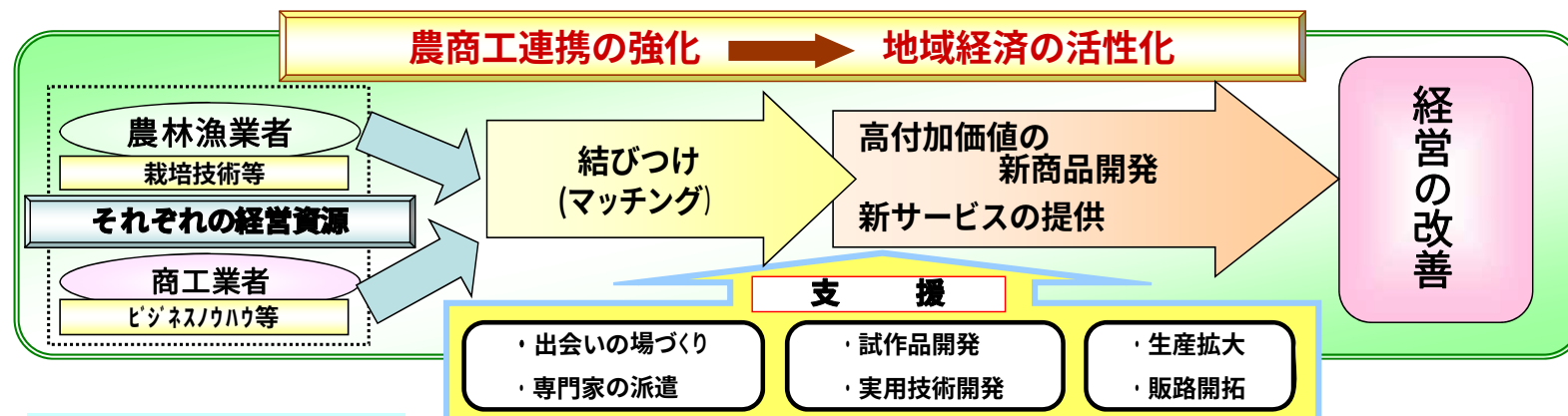
- 地球温暖化や資源価格の高騰などに対応するため、資源依存型経済からの転換が必要。
- このような中、農村地域が明るさを取り戻し、経済の活性化や雇用拡大、多面的機能の発揮が図られるよう、新たな技術を開発・活用しつつ、再生産可能な地域の生物系資源を利用し、農業を起点とした「資源総合産業」を確立する必要。

廃棄物を未利用資源として新たに活用する農業生産のイメージ



(2) 地域に雇用と活力を与える農村経済の活性化

- 地域の基幹産業である農林水産業と商工業が連携して、それぞれが有する技術やノウハウを活用することで新たな商品やサービスを生み出す農商工連携、都市と農村の交流や地産地消の取組が各地に拡大。
- 農商工連携の取組により、農村における所得向上や雇用拡大に結びつけ、農村経済を活性化することが重要。



農商工連携の事例

地場産小麦から高品質な麺を開発 [北海道江別市]

○農業者－製粉業者

- ・地元農家が栽培した小麦で麺を開発。地域ブランドとして、年間約300万食を売り上げ



減農薬栽培農産物を活用した観光集客 [福岡県岡垣町]

○農業者－旅館業者

- ・旅館業者が、新サービスとして地元農家の減農薬栽培農産物をジャムなどに加工・販売、自然食レストランでの新メニュー事業を開始。
- ・年間20万人の観光客



規格外の「びわ」を活用した多様な商品開発 [千葉県南房総市]

○農業者－食品加工・販売会社－観光業者

- ・地域の特産「房州びわ」の規格外品をジャム、ゼリーなどに加工・販売。観光業者とも連携し、農業体験などと併せた集客モデルも構築。
- ・加工品の販売等により5億円以上を売上げ



「医食同源」をコンセプトにした地場食材のブランド化 [長野県伊那郡]

○農業者－食品加工会社

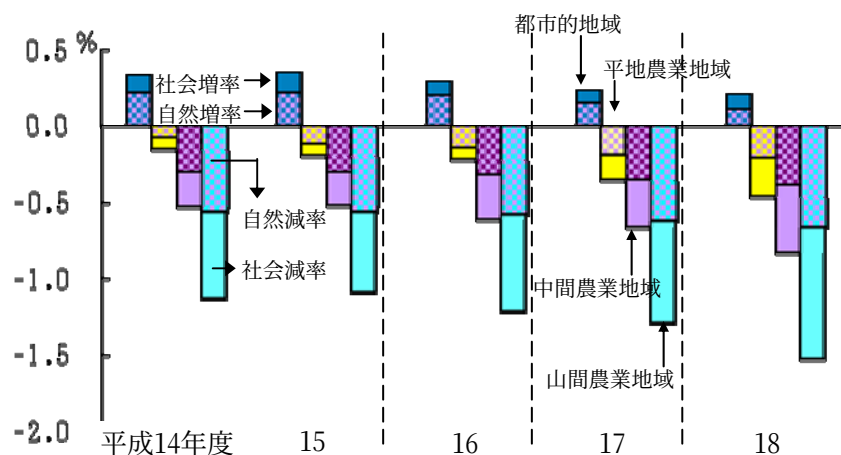
- ・地元農家が生産する有機米、減農薬野菜や食品加工品を自然健康食品ブランドとして商品展開や販路開拓。
- ・ブランドとしての顧客リストは、10万人超



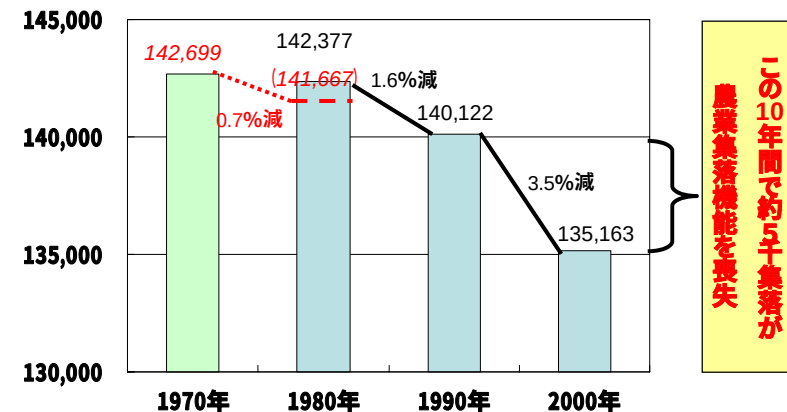
(3) 農村集落・中山間地域等の維持・再生

- 都市部に比べて農村部では、過疎化・高齢化による人口減少が顕著。また、農業集落数は、2000年現在で約13万5,000となっており、この10年間で農家数の減少、都市化等により、約5,000集落が農業集落機能を喪失。
- 地域住民が誇りをもって生活するためには、共同活動による地域資源の保全管理や、総合的な鳥獣被害対策の推進などの工夫が必要。

人口の減少（人口増減率の推移）



農業集落機能を喪失した集落数



注：1970年、1980年の斜体は沖縄を除く

資料：農林水産省「世界農林業センサスにおける農業集落調査を基に作成」

共同活動による地域資源の保全管理

・農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみで効果の高い共同活動と先進的な営農活動を実施する地域等の支援。



総合的な鳥獣被害対策の推進

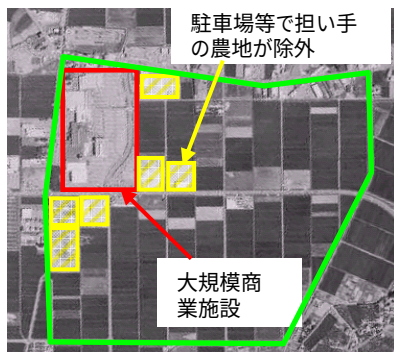
・鳥獣被害の深刻化・広域化に対応し、地域の実態に即した被害防止対策を図るため、市町村が作成する被害防止計画に基づく取組等を総合的に支援。



(4) 人々にやすらぎをもたらす良好な農村環境の保全・形成、多面的機能の発揮

- 無秩序な土地利用や乱開発により、農村環境が損なわれている事例が多く存在。計画的な土地利用を進め、良好な農村環境を保全・形成する必要。
- 農業には、食料の供給機能だけでなく、国土保全、自然環境の保全、景観形成、文化の伝承といった多面的な機能が存在。農業の持続的な発展の基盤として、これらの機能が適切かつ十分に発揮される取組を推進し、農村の活性化を図る必要。

無秩序な土地利用・乱開発



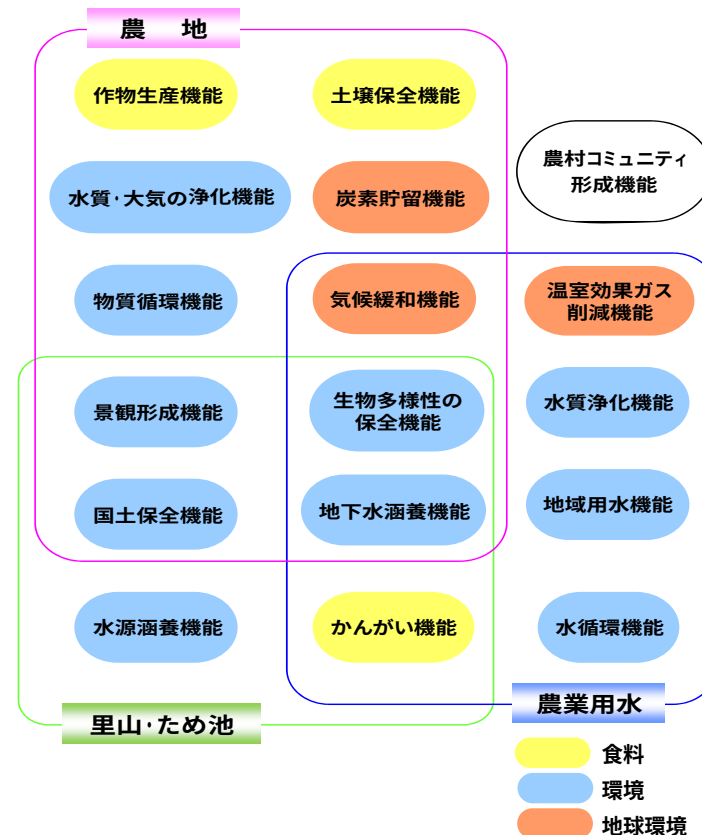
良好な農村環境の保全・形成



計画的な土地利用



農業・農村の持つ多様な機能

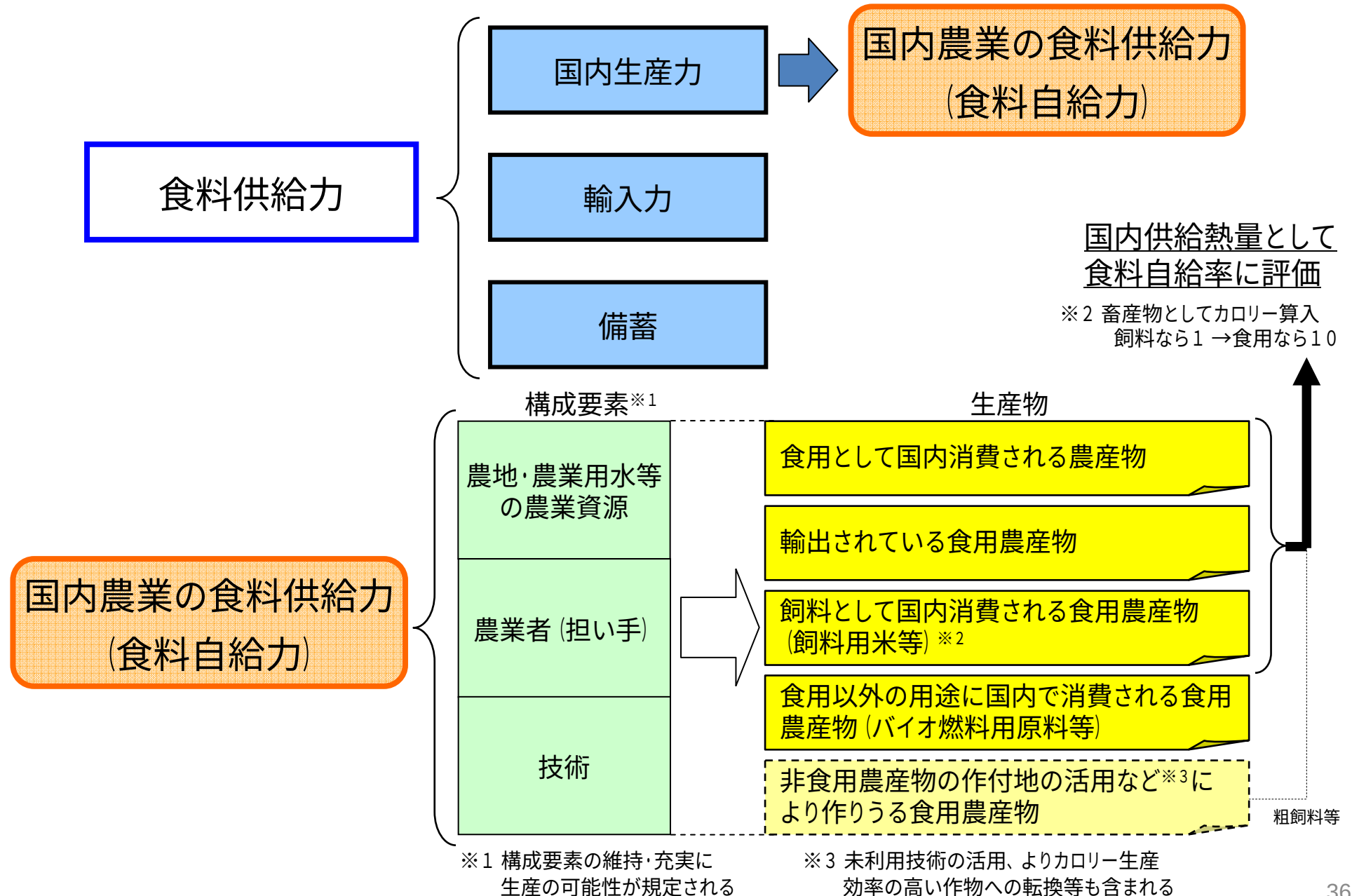


適切な発揮のための取組

農村の活性化

4. 国民生活の安心につながる食料自給力・食料自給率の確保

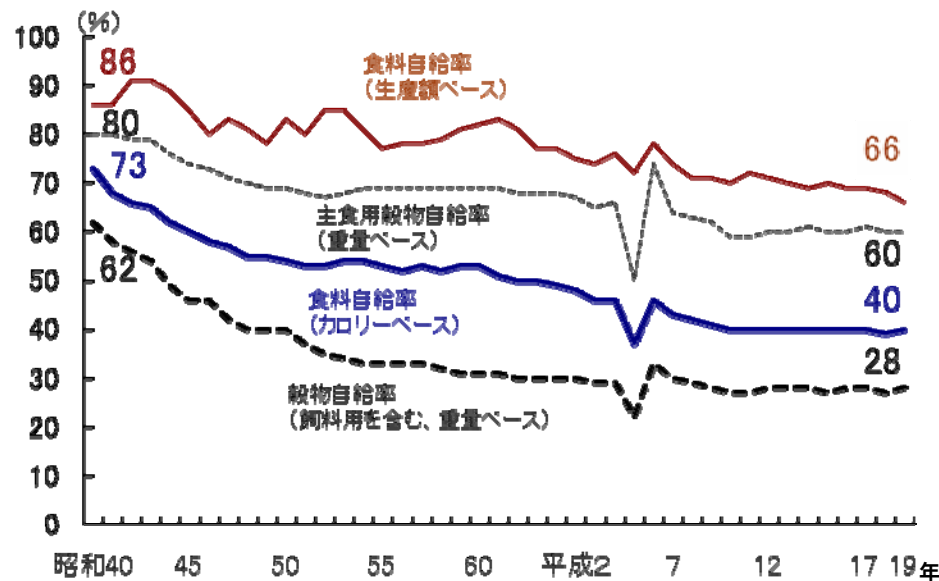
(1) 「食料自給力」、「食料自給率」について



(2) 消費と生産両面の取組の結果として、目標とすべき食料自給率の示し方及び水準

- 食料自給率は、国内の食料消費が国内の農業生産でどの程度賄えているかを示す指標であり、総合食料自給率（カロリーベース、生産額ベース）、穀物自給率、品目別自給率等の指標を公表。
- カロリーベースの総合食料自給率は**40%**。これは、基礎的な栄養価であるカロリーに着目して、国内消費のどの程度が国内の農業生産で賄われているかを表したものの。
- 我が国の食料自給率は、近年は横ばいで推移しているものの、長期的には低下傾向が続いている。また、主要先進国の中で最低の水準。

我が国の食料自給率の推移



自給率計算式

※数字は平成19年度概算値

品目別自給率 (重量ベース)

【例】小麦の品目別自給率

$$\text{小麦の品目別自給率} = \frac{\text{小麦の国内生産量 [91.0万トン]}}{\text{小麦の国内消費仕向け量 [634.8万トン]}} \times 100 = 14\%$$

総合食料自給率 (カロリーベース)

$$\text{カロリーベースの食料自給率} = \frac{\text{国民1人・1日当たり国産供給熱量 [1,016kcal]}}{\text{国民1人・1日当たり供給熱量 [2,551kcal]}} \times 100 = 40\%$$

(注) 畜産物については、飼料自給率を考慮して算出している。

$$\begin{array}{lcl} \text{例} & \text{豚肉の自給率} & \times \text{豚の飼料自給率} = \text{豚肉のカロリー自給率} \\ & 52\% & \times 10\% = 5\% \end{array}$$

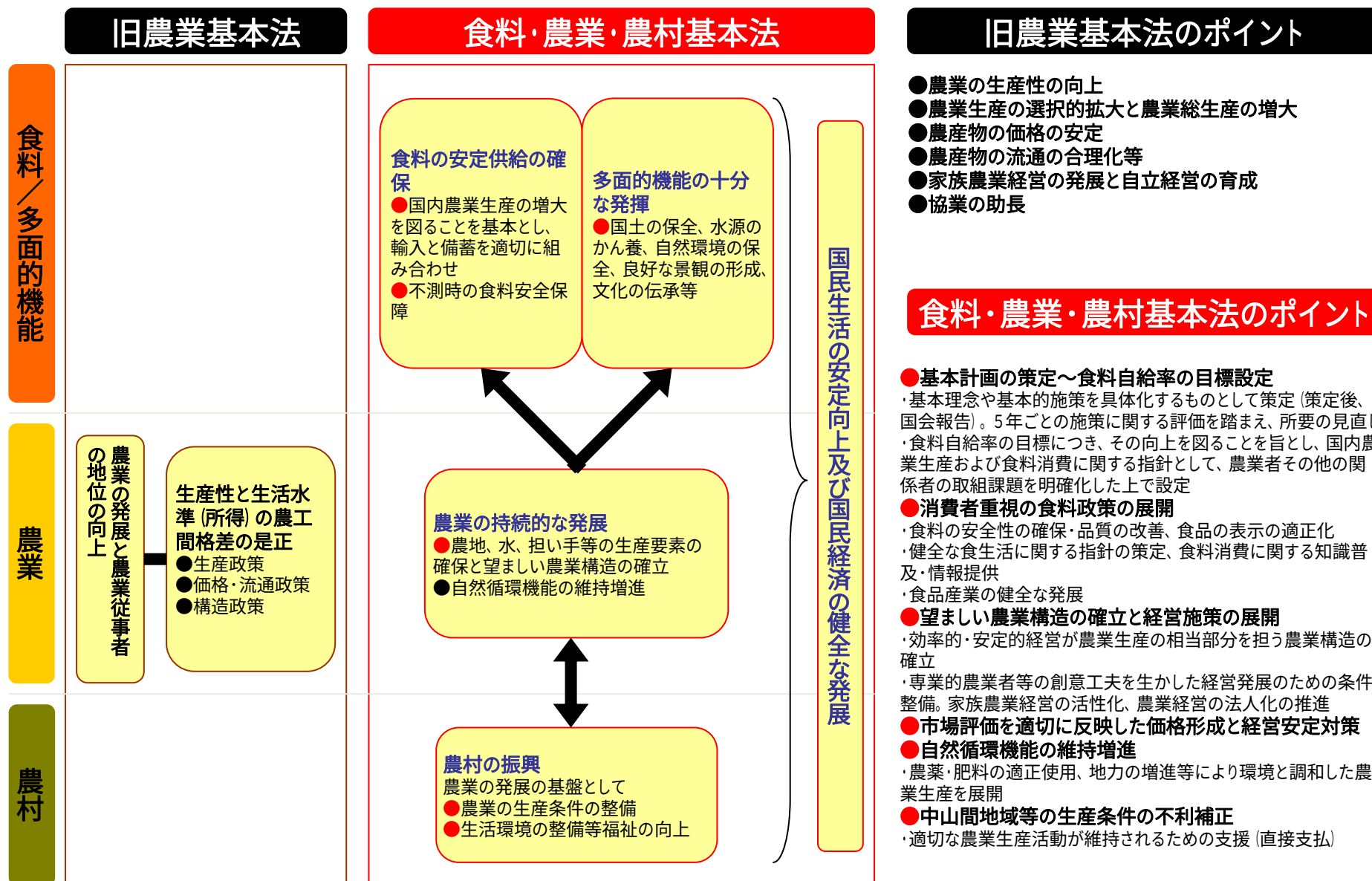
$$\text{生産額ベースの食料自給率} = \frac{\text{食料の国内生産額 [10.0兆円]}}{\text{食料の国内消費仕向額 [15.1兆円]}} \times 100 = 66\%$$

(注) 畜産物及び加工食品については、輸入飼料及び輸入食品原料の額を国内生産額から控除して算出している。

(参考)食料・農業・農村基本計画について



1. 食料・農業・農村基本法について



2. 食料・農業・農村基本計画について

- 食料・農業・農村基本計画は、新基本法に掲げる基本理念や基本施策の方向に沿った具体的な施策展開のプログラムであり、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年ごとに変更することとされている。
- 平成17年3月、政府は、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化などを踏まえ、平成12年3月に策定された基本計画を見直し、今後重点的に取り組むべき課題や施策を明らかにする基本計画を策定した。

現行「食料・農業・農村基本計画」のポイント

新たな食料自給率目標の設定

- 生産・消費の両面にわたる重点課題を明確化。幅広い関係者で構成される協議会で「行動計画」を策定し、計画的な取組を推進。
- 将来的にカロリーベースで5割以上を目指しつつ、平成27年度に、カロリーベースで45%、生産額ベースで76%とする目標を設定。

担い手の経営全体に着目した品目横断的政策の導入

- これまで全農家を対象に支払われてきた品目ごとの価格対策を見直し。担い手の経営全体に着目した水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）を平成19年産から導入。

環境・資源を重視した施策の導入

- 農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき規範を策定し、規範を実践する農業者を各種事業の対象とする仕組みを導入。環境への負荷の大幅な低減を図る取組に対する支援を平成19年度から導入。
- 農地・農業用水等の資源が良好な状態で保全管理されるよう、地域住民等が一体となった取組を促進するために必要な施策を平成19年度から導入。

食の安全と消費者の信頼の確保のための施策の充実

- 国民の健康の保護を最優先とした施策を展開（科学的原則に基づく食品安全行政の推進、食品表示の適正化の推進やトレーサビリティの導入促進）。

高品質な農産物の輸出などによる「攻めの農政」の展開

- 生産者や地域の創意工夫に基づく意欲的な取組を後押し（農産物の海外への輸出（5年で倍増を目標）や、バイオマスなどの地域資源の積極的活用等の農業・農村における新たな動きを積極的に受け止めた施策の展開）。

3. 食料・農業・農村基本法の制定及び基本計画の策定

平成11年7月 食料・農業・農村基本法の制定

- 食料、農業及び農村に関する施策の基本理念及び実現を図るために基本となる事項を規定
- 基本的施策として、①食料・農業・農村基本計画、②食料の安定供給の確保、③農業の持続的な発展、④農村の振興の4点を明記
- 食料・農業・農村基本計画では、食料自給率の目標を定めるとともに、食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めるべきことを規定

平成12年3月 食料・農業・農村基本計画の決定

- 食料自給率の目標の設定 (平成22年度に、カロリーベースで45%)
- 食生活指針の策定
- 不測時における食料安全保障マニュアルの策定
- 効率的かつ安定的な農業経営が相当部分を担う農業構造の確立
- 価格政策から所得政策への転換
- 中山間直接支払いの導入 など

前計画策定後の情勢の変化、施策の成果の検証・評価を踏まえて現計画を策定

平成17年3月 食料・農業・農村基本計画の改定

- 食料自給率目標の設定 (平成27年度に、カロリーベースで45%、生産額ベースで76%)
- 食の安全と消費者の信頼の確保
- 食事バランスガイドの策定など食育の推進、地産地消の推進
- 担い手を対象とした水田・畑作経営所得安定対策の導入
- 農地・水・環境保全向上対策の導入
- 農地の効率的利用のための新規参入の促進
- バイオマス利活用など自然循環機能の維持増進
- 国内農林水産物・食品の輸出促進 など

4. 現行基本計画の構成、概要

第1 食料、農業及び農村に関する政策についての基本的な方針

1. 食料・農業・農村をめぐる情勢の変化と施策の評価を踏まえた改革の必要性
2. 改革に当たっての基本的視点

第2 食料自給率の目標

1. 食料自給率の向上に向けた取組の検証
2. 食料自給率の目標の設定に当たっての基本的考え方
3. 食料自給率向上に向けて**重点的に取り組むべき事項**
4. 食料自給率の目標

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. **食料**の安定供給の確保に関する施策
2. **農業**の持続的な発展に関する施策
3. **農村**の振興に関する施策
4. 団体の再編整備に関する施策

第3 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 政府一体となった施策の推進
2. 施策の工程管理と評価
3. 財政措置の効率的かつ重点的な運用
4. 的確な情報提供を通じた透明性の確保
5. 効果的・効率的な施策の推進体制

- 食料自給率向上に向けて重点的に取り組むべき事項

【消費面】

- ・食育と地産地消の全国展開
- ・国産農産物の消費拡大の促進
- ・国産農産物に対する消費者の信頼の確保

【生産面】

- ・担い手による需要に即した生産の促進
- ・食品産業と農業の連携の強化
- ・効率的な農地利用の推進

- 関係者が一体となって自給率向上のための工程管理を適切に実施するため、食料自給率向上協議会を設立し、計画的な取組を推進

- 基本計画に盛り込まれた主な施策

【食料の安定供給の確保】

- ・食の安全及び消費者の信頼の確保
- ・食生活の改善に資する品目の消費拡大
- ・食品産業の競争力の強化
- ・国際協力の推進
- ・望ましい食生活の実現に向けた食育の推進
- ・地産地消の推進
- ・食料の安定輸入の確保と不測時における食料安全保障

【農業の持続的な発展】

- ・望ましい農業構造の確立に向けた担い手の育成・確保
- ・農地の有効利用の促進
- ・経営発展に向けた多様な取組の促進
- ・農業生産の基盤の整備
- ・人材の育成・確保等
- ・経営安定対策の確立
- ・経営発展の基礎となる条件の整備
- ・自然循環機能の維持増進

【農村の振興】

- ・地域資源の保全管理政策の構築
- ・都市と農村の共生・対流と多様な主体の参画の促進
- ・経営発展に向けた多様な取組の促進
- ・農村経済の活性化
- ・経営安定対策の確立
- ・快適で安全な農村の暮らしの実現

- 内閣総理大臣を本部長とする食料・農業・農村政策推進本部において、毎年度の施策の進捗状況と成果を検証し、毎年度「21世紀新農政200X」を決定し、政府一体となって推進。

5. 現行の基本計画における食料自給率目標の策定の考え方

- 食料・農業・農村基本法に基づき、平成17年3月に策定された食料・農業・農村基本計画においては、
 - ① 基本的には、食料として国民に供給される熱量の5割以上を国内生産で賄うことを目指すことが適当であるが、
 - ② 平成27年度までの計画期間において、消費面・生産面の課題が解決された場合に実現可能な姿として、「望ましい食料消費の姿」及び「生産努力目標」を示し、それらを踏まえたものとして食料自給率の目標を設定。
- 一方、比較的lowカロリーであるものの、国民の健康の維持増進の上で重要な役割を果たす野菜・果実や、相当割合で国内で生産されているにもかかわらず、飼料の多くを輸入に依存しているためカロリーベースの自給率が低く算出されている畜産物等の生産活動をより適切に反映する観点から、生産額ベースの総合食料自給率の目標も併せて設定。

現行の食料自給率目標の定め方

○ 目標の定め方

- ・ 基本的には、食料として国民に供給される熱量の5割以上を国内生産で賄うことを目指す
- ・ 一方、目標設定に当たっては、望ましい食生活や消費者ニーズに応じた国内生産の指針としての役割を有することを踏まえると、計画期間内における実現可能性を考慮する必要
- ・ 平成27年度までの計画期間において、「食料自給率向上に向けて重点的に取り組む事項」への取組に万全を期して課題を解決を図る
- ・ その場合に実現可能な姿として、「望ましい食料消費の姿」及び「生産努力目標」を示し、それらを踏まえたものとして、主要品目別の自給率の目標や総合食料自給率を設定

○ 望ましい食料消費の姿

- ・ 栄養バランスの改善、食品廃棄の抑制等
- ・ 品目ごとの消費量

○ 生産努力目標

- ・ 需要に即した生産、効率的な農地利用、農業と食品産業の連携強化等
- ・ 品目ごとの生産量

○ 食料自給率の目標

	平成15年度	平成19年度	平成27年度 (目標)
食料自給率 (カロリーベース)	40	40	45
食料自給率 (生産額ベース)	70	66	76
主食用穀物自給率	60	60	63
飼料用を含む 穀物全体の自給率	27	28	30
飼料自給率	24	25	35

6. 食料自給率向上に向けて重点的に取り組む事項

- 食料自給率目標の策定に当たっては、旧目標の達成状況の検証と課題を踏まえつつ、今後重点的に取り組むべき事項を明確化したところ。
- 食料消費面においては、より分かりやすい、実践的な「食育」と「地産地消」の全国展開、国産農産物の消費拡大の促進、国産農産物に対する消費者の信頼の確保等に特に力をいれて対応。
- 農業生産面においては、経営感覚に優れた担い手による需要に即した生産の促進、食品産業と農業の連携の強化、効率的な農地利用の推進等に特に力をいれて対応。

食料消費面

重点的に取り組むべき事項	対応方向
分かりやすく実践的な「食育」と「地産地消」の全国展開	・ 一層多くの国民が、自らの食生活を見直し、栄養バランスの改善等に向け具体的な行動を容易に起こすことができるように推進。 ・ 食事バランスガイドの活用、教育ファームの推進など、より分かりやすく実践的な食育の取組を国民的運動として展開するとともに、地産地消の取組を推進。
国産農産物の消費拡大の促進	・ 米を中心に多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践を促進する観点に立って、米、野菜、果実等の消費拡大の取組を推進。 ・ 特に、国内で自給可能な農産物である米の消費拡大が図られるよう、米需要の実態やその変化に対応し、消費拡大運動の明確化・重点化や、新規需要の開拓等を推進。
国産農産物に対する消費者の信頼の確保	・ 国産農産物が一層消費者から選択されるものとなるよう、生産者・事業者による食品の安全性向上に向けた取組の促進、食品表示やトレーサビリティを通じた国産農産物に関する情報提供を充実化。

農業生産面

重点的に取り組むべき事項	対応方向
経営感覚に優れた担い手による需要に即した生産の促進	・ 消費者・実需者ニーズに的確に対応した農業生産が行われるよう、経営感覚に優れた担い手の育成・確保に向けて各種施策を集中的・重点的に実施。 ・ 担い手が、地産地消や消費者への直接販売、異業種の知恵を活用した技術開発や新規販路の開拓への取組を含め、主体性と創意工夫を十分発揮できる環境を整備。
食品産業と農業の連携の強化	・ 加工・外食向けの農産物需要が今後とも増大することが見込まれる中で、食品産業によって国産農産物が選択されるよう、食品産業と農業を結びつけるコーディネーターの育成・確保や加工・外食用需要に対応した産地サイドの取組の推進等を通じて、食品産業と農業の連携を促進。
効率的な農地利用の推進	・ 農業生産にとって最も基礎的な資源である農地が最大限に利用され、需要に即した国内農業生産が増大するよう、担い手への農地の利用集積や新規参入の促進、農業生産基盤の整備等を通じて、不作付地・耕作放棄地の解消等を含め、農地の効率的な利用と利用率の向上に向けた取組を促進。

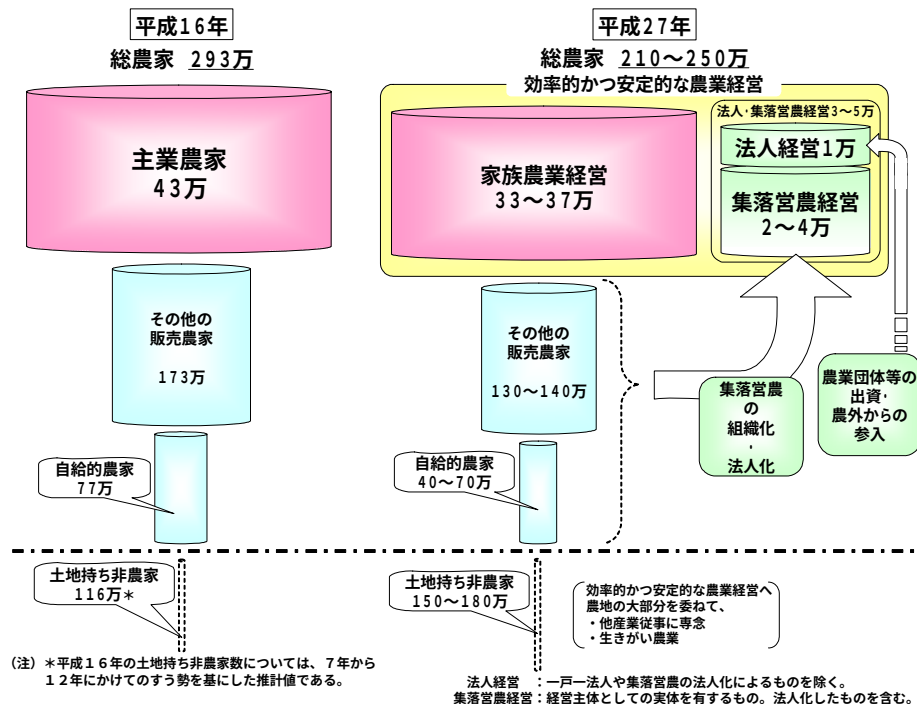
7. 構造展望・経営展望

- 食料・農業・農村基本計画の決定と併せて、
 - ① 「効率的かつ安定的な農業経営」が農業生産の相当部分を担う「望ましい農業構造の姿」を明らかにした「農業構造の展望」
 - ② 「効率的かつ安定的な農業経営」の具体的な姿を例示的に示した「農業経営の展望」
 をとりまとめている。

農業構造の展望

- 「効率的かつ安定的な農業経営」の農業構造における位置付けが明らかになるよう、総農家数、販売農家数、「効率的かつ安定的な農業経営」数等の展望を提示。

○ 農業構造の展望の概要



農業経営の展望

- 地域段階の取組を支援する観点から、10年程度後を目標として、今後の新品種・新技術の開発、農地の利用集積等の成果を反映した「効率的かつ安定的な農業経営」の具体的な姿を、35類型について提示。

○ 農業経営の展望の概要 (水田作・家族経営)

作付体系	単作	水稲単作 麦・大豆2毛作	水稲・麦2毛作 麦・大豆2毛作
技術体系	水稲いもち病抵抗性品種、春小麦初冬栽培	水稲いもち病抵抗性品種、麦早生多収品種、大豆狭畦栽培	水稲いもち病抵抗性品種、麦早生多収品種と早播栽培による作期の前進、大豆狭畦栽培
経営規模	25ha	16ha	15ha
主たる従事者1人当たり所得	700万円	700万円	750万円
生産コスト	現状の8割程度	現状の7割程度	現状の7割程度

第十五条 政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

二 食料自給率の目標

三 食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

四 前三号に掲げるもののほか、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 前項第二号に掲げる食料自給率の目標は、その向上を図ることを旨とし、国内の農業生産及び食料消費に関する指針として、農業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。

4 基本計画のうち農村に関する施策に係る部分については、国土の総合的な利用、整備及び保全に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。

5 政府は、第一項の規定により基本計画を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かななければならない。

6 政府は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 政府は、食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに食料、農業及び農村に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、**おおむね五年ごとに、基本計画を変更**するものとする。

8 第五項及び第六項の規定は、基本計画の変更について準用する。

本資料及び食料・農業・農村基本計画に関するお問い合わせは、下記までお願い致します。

農林水産省大臣官房政策課計画班

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL 03-3502-5516

FAX 03-3508-4080

食料・農業・農村基本計画に関する情報は下記ホームページにおいて、随時更新しています。

http://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/index.html